名古屋都市計画生産緑地地区の変更（弥富市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面　　積	備　　考
約　２．３　ｈａ	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を定めているが、同法第１４条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。